

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 特定芳香族アミンが指定物質に追加されました

施行は 2016 年 4 月 1 日から

2015 年 4 月 8 日に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が改正公布されましたので、お知らせいたします。

厚生労働省によるこの度の公布では、繊維製品などの染料に含まれる、24 種の「特定芳香族アミン」が規制に追加され、2016 年 4 月 1 日の法律施行時からは、在庫分も含め日本における流通製品への使用が出来なくなります。

■ 特定芳香族アミンとは

繊維製品などに使用されている染料の中で、発ガン性が認められる成分に変化し得るもののことを言います。すべての着色料(染料/顔料)の中でアゾ系染料(アゾ基(-N=N-)を持つもの)は約 7 割といわれています。これらの中で、体内から出る酵素などにより還元分解されて形を変えることにより「芳香族アミン」が生成されます。その芳香族アミンの中で、発ガン性が認められている物質が 24 種類あり、それらを「特定芳香族アミン」と呼んでいます。

～ 今後の対応 ～

法律施行となると、繊維製品および革製品の流通において、特定芳香族アミンを基準値以上使用していない旨の不使用証明書（下記のいずれか）が必要となってきます。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| I. 分析(試験)報告書 | 【検査機関 発行】 |
| II. エコテックス規格 100 認証書 | 【エコテックス認証機関 発行】 |
| III. 不使用宣言書 | 【染色工場、染料メーカー 発行(※中国のホワイトリストも含む)】 |

ニッセンケン品質評価センターでは、I の分析報告書および II のエコテックス規格 100 認証書の発行をしております。2000 年からアゾ分析試験を展開しているエコテックス事業所をはじめ、日本国内はもちろん、中国、アセアン、南アジアと、アゾ試験のグローバルなサポート体制が整っており、低料金・短納期での対応が可能となっています。III の不使用宣言書に関してもご相談に乗れますので、お気軽にお問い合わせください。

アゾ試験のご依頼受付はニッセンケン品質評価センター全ての事業所・支所にて対応
 しておりますので、**最寄りの事業所** にご相談下さい。

アゾ染料分析試験の費用、納期などの詳細は [ニッセンケンHP アゾ試験ページ](#) をご覧ください。